

介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）について

【算定要件】

- ① 現行加算（現在の介護職員処遇改善加算）Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
- ② 職場環境等要件に関し、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」のそれぞれの区分について1つ以上の取り組みを行っていること
- ③ 特定加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること
- ④ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること

※サービス提供体制強化加算(Ⅰイとは・・・
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が
60%以上であること。



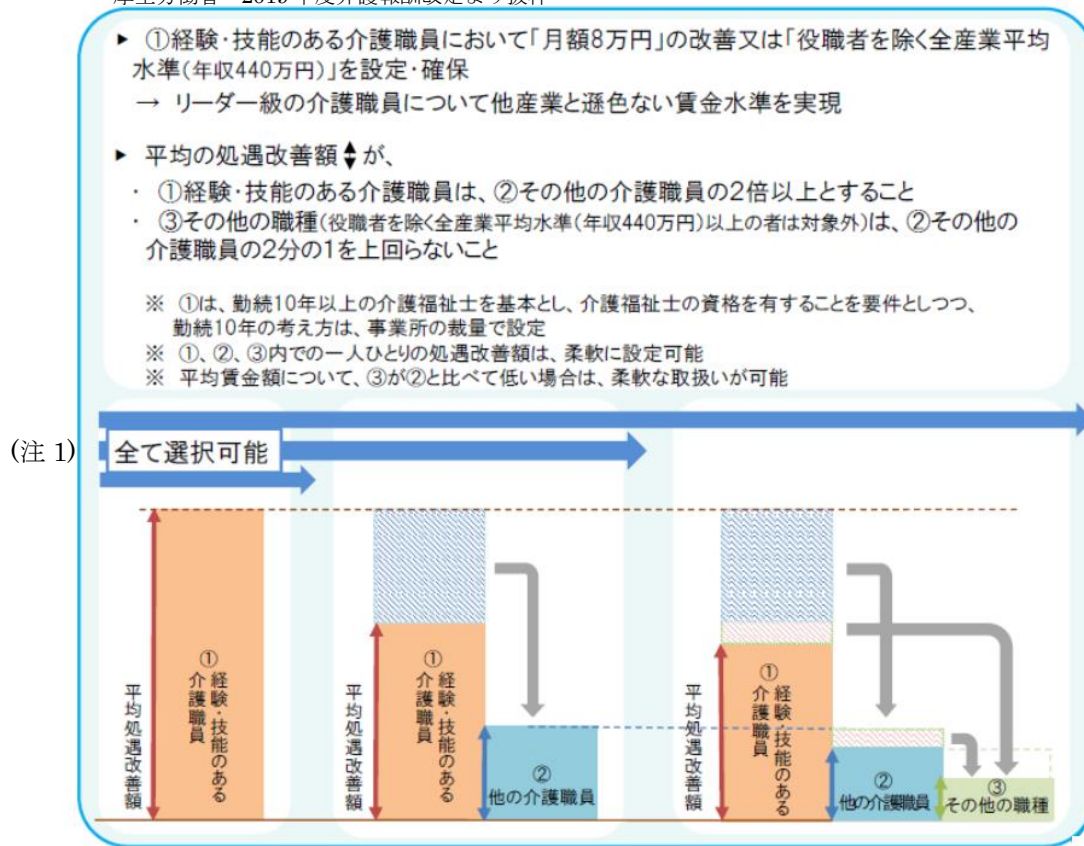
歴史の里は、算定要件①～④を満たしているため、特定加算（Ⅰ）2.7%の算定が可能。

$$\text{「事業所の介護報酬（ひと月分）」} \times \text{「特定加算の加算率」} = \text{事業所の特定加算による収入}$$

【特定加算の配分対象・範囲】

歴史の里の**全職員**において、配分を定義し、次のようにグループ分けを行い、配分の範囲（注1）を決め、職員に対し手当として支給する。（令和1年11月より）

厚生労働省 2019年度介護報酬改定より抜粋



◆現行の介護職員処遇改善加算との違い

【現行加算】「介護職員のみ」給与や夜勤手当における改善（賞与における改善も含む）

給与	給与の改善	給与による改善額 (1年間分(賞与含む))	夜勤手当による改善額	改善額に対する法定福利費	特別手当(夏・冬賞与時) ※支給額は変動あり
----	-------	--------------------------	------------	--------------	---------------------------

【特定加算】「介護職員を含む全職員」における改善

- ・ 現行の処遇改善加算の改善は含まれないため、特定処遇改善における手当等で職員に配分する。